

令和5年

第2回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和5年第2回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和5年2月16日 午前10時00分開会
午前10時30分閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第2会議室

出席者

1. 遠藤 利光 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳
4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 達哉 6. 澤井 武
7. 鈴木 正久 8. 関 貞雄 10. 田中 賢治

事務局

- 事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠
農政係主任 山本 雅一 農政係主任 檜垣 賢
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 2件

5. 議題

- (1) 特定農地貸付の承認申請書について

6. 協議事項

- (1) 令和5年度稲作体験学習会事業について

7. 報告事項

- (1) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて

8. その他

- (1) 農業委員会だより57号の配布について

- (2) 1月農業委員活動記録カード集計結果

- (3) 3月総会日程について

3月29日(水) 10:00～ 市役所2階 議会委員会室

【遠藤会長】 おはようございます。農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、議事録署名委員、田中賢治委員、遠藤良信委員、よろしくお願い致します。次に、専決処理の報告です。(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書、2件、お願い致します。

【事務局長】 資料1ページをご覧ください。農地法第5条による転用の届出で、議案番号は1番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。次に、2件目です。資料3ページをご覧ください。こちらは公共事業に伴う一時転用で、議案番号は2番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、こちらは貸し借りということになりますので、貸付人の氏名、住所、職業、借受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は4ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 この件についてご質問はございますでしょうか。ないようですので、続きまして、議題に入ります。(1) 特定農地貸付の承認申請書について、お願い致します。

【事務局長】 資料6ページをご覧ください。こちらは特定農地法に基づく承認申請書で、申請者の住所、氏名は記載のとおりとなります。添付書類としまして、まず、貸付規程ですが、8ページをご覧ください。特定農地貸付法が定めます要件に沿った貸付規程となっていますが、主なところでいきますと、8ページの第4の貸付条件ですが、(1)に、貸付期間は1年間ということで、最長5回まで更新可となっています。(2)に、貸付に係る賃料としましては、1区画当たり年間1万2,000円となっています。それから2の貸付農地における行為をしてはならないものとしましては、(2)に、営利を目的として作物を栽培してはならないとなっています。次に、募集の方法、第5ですが、チラシ、掲示等のほか、一般公募に必要な方法で広報するとしています。それから、貸付農地の返還は、9ページの第9に、貸付期間が終了したとき又は第8の規程——第8の規程というのは、8ページの一番下段にあります。貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき、農地所有者に死亡等が発生したときは返還しなければならないとなっています。主な規程の内容は以上です。次に、特定農地貸付の用に供する農地の位置及び付近の図面としましては10ページをご覧ください。図面の斜線部分が貸付協定農地の位置となります。11ページに区割図が載っていますが、全部で52の区画となっています。それから、貸付協定になりますが、こちらは12ページ、13ページをご覧ください。特定貸付法に基づいて、適正な農地利用を確保することを定めた協定内容となっており、申請者と市が令和5年1月30日に協定を締結済みです。最後に、7ページをご覧ください。これは都市農地所有者の農業の業務への従事計画書で、農地所有者は周辺・近所の方からの相談を受けたり、生産緑地縁辺道路の見回りや清掃、農作物の連絡を行う等、本件申請農地で行われる農業に関して年間合計120日従事しますという計画が申請者から出ています。ご説明は以上となります。

【遠藤会長】 当該地は農地に隣接していますが、周りの農地に迷惑をかけないようにやることになっていますので大丈夫だと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、協議事項に入ります。(1) 令和5年度稲作体験学習会事業について、お願い致します。

【事務局】 資料14ページをご確認ください。前回の総会で皆さんにもご報告を差し上げましたが、1月中に各学校に通知を送りまして、ゲストスピーカーの希望の日程を調査しました。本日まで8校中7校から返事がありましたので、①が第1希望、②が第2希望、③が第3希望で一覧化しました。15ページに決定日と担当委員の表をお作りしましたので、この後、皆さんでご協議を頂いて、日程のご決定を頂き、その後、担当委員をお決め頂ければと思います。基本的に、例年ですと米農家の方をリーダーに、3名で体制を組んでいます。返事待ちの1校については担当の方3名だけ決めて頂いて、後日、学校から回答が来るとお思いますので、その3名の方と調整をさせて頂きたいとお思います。よろしくお願ひ致します。

【遠藤会長】 それでは、日程につきましては第1希望を優先していきたいとお思います。

(協議)

【遠藤会長】 それでは、一小、6月2日、佐伯委員、私、田中委員。二小、6月13日、澤井委員、鈴木委員、関藤子委員。三小、6月8日、北島委員、関貞雄委員、遠藤良信委員。四小、6月1日、佐伯委員、澤井委員、小鹿倉委員。五小、6月7日、北島委員、遠藤良信委員、私。六小、佐伯委員、田中委員、私。七小、6月14日、北島委員、関貞雄委員、小鹿倉委員。八小、6月12日、鈴木委員、関藤子委員、田中委員となります。

【事務局】 3月の総会で一覧表をお渡しさせて頂きます。

【遠藤会長】 続きまして、報告事項に入ります。(1) 生産緑地買取申出に対する取得のあっせんについて、お願ひします。

【事務局】 本日、ご紹介するのが合計で4件です。順に報告を差し上げますが、4件とも、もし買取申出の希望がありましたら、3月17日(金)までに事務局までご一報を頂けますと幸いです。まず、1件目が16ページ、17ページになります。16ページは申出書で、申出をする者、買取申出の理由、生産緑地に関する事項、当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項、買取希望価額は記載のとおりとなっています。17ページは現地の地図となっています。続きまして、2件目が18ページから20ページになります。18ページは申出書で、申出をする者、買取申出の理由、生産緑地に関する事項等は記載のとおりとなっています。19ページは位置図、20ページは公図となっています。続きまして、3件目が21ページから22ページになります。21ページは申出書で、申出をする者、買取申出の理由、生産緑地に関する事項等は記載のとおりとなっています。21ページは現地の地図となっています。最後、23ページから24ページまでが4件目となっています、申出をする者、買取申出の理由、生産緑地に関する事項等は記載のとおりとなっています。24ページは地図となっています。なお、25ページは、今後のあっせん予定地となります。計3件、今ちょうど申請が行われているところで、3月の総会での報告を予定しています。ただ、もし農家の方々からのご希望がある場合、回答の期限が4月7日(金)までと差し迫ってしまして、3月の総会でお知らせして1週間程度で農家の方々に通知頂くにはスケジュールがハードと思い、本日、予定として伝えさせて頂き、3月の総会で詳細にご説明したいとお思いますので、ご確認をよろしくお願ひ致します、報告は以上になります。

【遠藤会長】 生産緑地から特定生産緑地に移行するときに、物置があつて生産緑地としては認められないと都市計画課で注意されたような案件を、手続上、買取申出書という形で解除していく

と同時に生産緑地台帳から抹消するための手続だというふうに解釈して頂ければ結構だと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 その他に行きます。農業委員会だより57号の配布についてお願い致します。

【事務局】 農業委員会だより57号が無事出来上がりまして、各地区の方々に配布して頂きたく、各地区の封筒をご用意させて頂きました。封筒の中に、1月の総会でご確認頂いた名簿をつけています。配布のほうをよろしくお願い致します。以上になります。

【遠藤会長】 続いて、1月の農業委員活動記録カード集計結果、お願いします。

【事務局】 1月の活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」8件、C「その他の会議・会合」2件、計10件になります。以上です。

【遠藤会長】 3月の総会日程ですが、3月29日、10時、市役所2階、議会委員会室でお願い致します。以上をもちまして2月の総会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

—了—